地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （政令附則第十二条の割合の補正等） **第七条**　［略］ ［2～13　略］ 14　政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の八第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。 ［15・16　略］ 17　法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～三　略］ 四　次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ［イ　略］ ロ　マンション　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の十八に規定する管理計画認定マンション　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の十二又は第一条の十七に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類 ［五　略］ ［18～20　略］ **第十六号様式別表一（提出用）**（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係） ［様式　略］ **第十六号様式別表一（入力用）**（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係） ［様式　略］ 第16号様式別表１記載要領 ［１～３　略］ ４　「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、同条第３項第１号及び法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。 この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ［５　略］	**附　則** （政令附則第十二条の割合の補正等） **第七条**　［同上］ ［2～13　同上］ 14　政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。 ［15・16　同上］ 17　法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～三　同上］ 四　次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ［イ　同上］ ロ　マンション　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類 ［五　同上］ ［18～20　同上］ **第十六号様式別表一（提出用）**（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係） ［様式　同上］ **第十六号様式別表一（入力用）**（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係） ［様式　同上］ 第16号様式別表１記載要領 ［１～３　同左］ ４　「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、同条第３項第１号に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。 この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ［５　同左］